

静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める 条例の一部改正について

静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月20日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を
改正する条例

静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年静岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第23条を第24条とし、第20条から第22条までを1条ずつ繰り下げる。

第19条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加え、同条を第20条とする。

- (5) 認定こども園の職員の日々の指導については、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないものであること。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第17条 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

- 2 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

附則第4項中「附則第7項」を「附則第8項」に改める。

附則第7項の表中

「

附則第6項	第5条第1項、第2項及び第3項の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状所持者又は保育士の資格を有する者	市長が幼稚園教諭免許状所持者又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
-------	---	--

を

」

「

附則第6項	第5条第1項、第2項及び第3項の規定により置かなければならない幼稚園教諭免許状所持者又は保育士の資格を有する者	市長が幼稚園教諭免許状所持者又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
附則第7項	第5条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等

に

」

改め、同項を附則第8項とし、附則第6項の次に次の1項を加える。

- 7 第5条第1項により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第17条第2項の規定の適用については、認定こども園において子どもの通園を目的とした自動車であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつ

き困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えず、及び同条第1項の規定による確認をしないことができる。この場合において、子どもの通園を目的とした自動車を運行する当該認定こども園の設置者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。